平成２４年（フ）第２２７８号
大阪市生野区巽東４丁目８番５号
債務者　岡本惠美子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３０１号
大阪府大東市南郷町12番102号
債務者　鹿瀬　茂明
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３７２号
大阪府東大阪市長栄寺３番６号　メゾンデールフセ601号
債務者　四宮　亮一
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３７７号
大阪市生野区巽北２丁目15番７号
債務者　水原哲夫こと　白　　淳厚
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４２５号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目８番21号307号
債務者　大迫　敦弘
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５３７号
大阪府東大阪市新庄３丁目17番16号、前住所大阪府寝屋川市高倉１丁目１番９号
債務者　大目　智幸
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５４９号
大阪府東大阪市出雲井町１番２号　枚岡西ハイツ５号
債務者　玉置　忠雄
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６６１号
大阪市住吉区上住吉１丁目７番41号　プラザユー305号
債務者　東　　芳輝
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６６８号
大阪市生野区舎利寺２丁目３番１号　林田マンション303
債務者　黒木　良子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６８８号
大阪市平野区長吉長原東２丁目６番12―907号
債務者　柾木　富子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６９２号
大阪市平野区瓜破５丁目１番11号　シャトー樹303
債務者　藤井　洋子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６９３号
大阪府東大阪市御厨２丁目３番21号　203号
債務者　松原　正憲
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６９８号
大阪府茨木市中総持寺町５番４号、前住所大阪府茨木市庄１丁目４番19号
債務者　常戸　順子（旧姓三ツ瀧）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０１号
大阪市旭区新森２丁目21番４号　マンションルドン201号
債務者　道本　雅人
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７８５号
大阪府東大阪市岩田町４丁目９番33号　岩田ハイツ201号
債務者　森本満寿美
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０６号
大阪市都島区東野田町５丁目５番18―403号八笑園、住民票上の住所大阪市城東区野江２丁目２番８号　レアレア京橋18番館４Ｊ号田中方
債務者　西山　和代（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部